

# 流山市立西初石小学校 PTA 会則（案）

## 第1章 総則

### （名称と所在地）

第1条 この会は、流山市立西初石小学校 PTA と称し、事務所を流山市立西初石小学校におく。

### （目的及び活動）

第2条 この会は、保護者と教職員が協力し、家庭と学校と社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

### （活動内容）

第3条 この会は、前条の目的を遂げるため、次の活動をする。

1. 教育に対する理解と自覚を深める。
2. 児童をとりまく生活環境を良くする。
3. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の健全な心身の発達を図る。
4. 会員相互の教養と親睦を深めるために、講演会、研究会等の諸行事を開催する。
5. その他、必要と認める活動をする。

### （方針）

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動をする。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する公共団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とするような行為はしない。この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
3. 教育行政の振興には協力するが、学校の人事及び運営には干渉しない。

## 第2章 会員

### （会員資格）

第5条 この会の会員の資格を有する者は、次のとおりとする。

1. 西初石小学校に在籍する児童の保護者。
2. 西初石小学校に勤務する教職員。

### （会員の責務）

第6条 この会の会員の責務は、次のとおりとする。

1. この会の会員は、会費を納めるものとする。
2. 円滑な活動を支えるため、この会の会員は、その児童1名につき1世帯当たり1回以上、第5章に定める本会の役員または委員に就任するよう努めるものとする。

### （入会及び資格継続）

第7条 会員資格を有する者は、次の方法によって入会及び資格継続の意思を表すものとし、会員が退会するまで自動継続とする。

1. この会が徴収する会費の納入。
2. 総会への出席。（委任状による出席を含む。）
3. 役員及び委員への就任の承認。
4. PTA 会長または学校長の連絡。
5. その他、入会の意思が明確に確認できると客観的に判断できる手法。

### 第3号議案

#### (退会)

第8条 この会からの退会は、次のとおりとする。

1. 卒業及び転居等によって西初石小学校に児童が在籍をしなくなった保護者については、会員資格の喪失をもって退会とする。
2. 勤務校の異動及び退職等によって西初石小学校に在籍をしなくなった教職員については、会員資格の喪失をもって退会とする。
3. 前項1及び2に該当しない場合は、退会届を会長に提出することによって退会とする。

#### (権利)

第9条 すべての会員は、平等の義務と権利を有する。

#### (他団体への加入)

第10条 この会は、以下の外部団体へ加入するものとし、会員も同様とする。

1. 流山市 PTA 連絡協議会
2. 千葉県 PTA 連絡協議会
3. 社団法人日本 PTA 連絡協議会

## 第3章 会計

#### (経費)

第11条 この会の経費は、会費、寄付、その他の収入をもってあてる。

#### (会費)

第12条 この会の会費に関する取り扱いは、次のとおりとする。

1. この会の会費は、1世帯月額250円とする。
2. 年度の途中において児童が転入した場合の会費は、転入した月から3月までの月数分を納入する。
3. 年度の途中において児童が転出した場合の会費は、転出の翌月より3月までの月数分を還付する。
4. 通常の活動ができない期間が生じる場合は、総会の承認を得て、当会計年度の会費を会員一律に減額することができる。

#### (会計年度)

第13条 この会の会計年度は、次のとおりとする。

1. この会の会計年度は、前年度の卒業式の翌日から始まり、当年度の卒業式で終わる。
2. 会長は、新年度の収支予算案について総会で承認を得るまでの間、役員会の承認を得て、経済的であり、かつ総会の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められる経費の支出を行うことができる。
3. 会計年度の開始後、総会での承認を得るまでの間に支出した経費については、総会による収支予算案の承認を得ることにより、当該収支予算案による支出とみなす。

#### (予算執行)

第14条 この会の予算執行は、総会において議決された予算案に基づいて行われる。

#### (監査及び承認)

第15条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、その承認を得られなければならない。

## 第4章 総会

### (総会)

第16条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

### (総会の招集)

第17条 総会は、毎年1回、会長が招集する。ただし、必要に応じて、臨時に開くことができる。また、会員の10分の1以上の要求があった場合は、速やかに開かなければならない。

### (総会の成立)

第18条 総会は、全会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

### (総会議決事項)

第19条 総会において、次の事項を審議し議決する。

1. 前年度の事業報告及び決算報告。
2. 新年度の事業計画及び予算案。
3. 新年度役員の承認。
4. 会則の改廃。
5. 会員より提議のあった事案。
6. 年度途中の予算案の修正。
7. その他、必要な事項。

### (会員からの議案提出)

第20条 会員は、総会に諮る議案を提出することができる。総会開催の60日前を提出の締め切りとする。

### (議長選出)

第21条 総会の議長は、前年度の委員または教職員より選出を行う。

### (議決要件)

第22条 総会の議事は、出席会員（委任状を含む）の過半数をもって議決することができる。ただし、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

## 第5章 役員、委員及び会計監査

### (役員)

第23条 この会の役員は、次のとおりとし、本部役員会を組織するとともに、運営委員会を開催し予算執行を行う責を負う。

1. 会長 1名
2. 副会長 2～4名
3. 書記 2～4名
4. 会計 3名（保護者2名、教職員1名）

### (委員)

第24条 この会の委員は、次のとおりとし、委員会等を組織するとともに、運営委員会を通してこの会の運営を行っていく。選出する人数については、総会における事業計画の承認によって決定する。また、通常の活動ができない期間が生じる場合は、総会の承認を得て、委員の全部または一部を募集しないことができる。

### 第3号議案

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| 1. 学校活動支援委員     | 各学級または各学年より必要数を選出       |
| 2. 校外補導委員       | 各地区より必要数を選出             |
| 3. 選考改革委員       | 6年を除く各学年より必要数を選出        |
| 4. 青少年指導センター補導員 | 1名（流山市からの委嘱で在任期間は2年とする） |

（役員及び委員の任期）

第25条 この会の役員及び委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

（会計監査）

第26条 この会の会計監査は、次のとおりとする。

1. 会計監査の定員は、3名とする。
2. 役員及び委員との兼任は認めない。
3. 前項1の定員のうち2名は、前年度の運営委員会の委員たる保護者の中から選出する。この場合においては再任されることができない。
4. 前項1の定員のうち1名は、教職員または外部の識見を有する者から選出する。この場合においては再任されることができる。

（会計監査の任期）

第27条 この会の会計監査の任期は1年とする。再任の可否は前条の定めるところによる。

（役員、委員及び会計監査の欠員補充）

第28条 役員、委員及び会計監査に欠員が生じた場合は、原則として補充をするものとする。この場合の任期は、前任者の残任期間とし、通年を通して就任したものとみなす。

## 第6章 役割

（役員及び委員の役割）

第29条 この会の役員、委員及び青少年指導センター補導員の役割は、次のとおりとする。

1. 会長は、この会の代表として総会、役員会及び運営委員会を招集し、その他一切の会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在または事故あるときは、これを代理する。
3. 書記は、総会、役員会及び運営委員会の議事を正確に記録するとともに、PTA だより等を使い、会員へこの会の活動内容を伝える。
4. 会計は、会計事務にたずさわり、総会、役員会及び運営委員会で報告する収支状況や収支決算を作成する。
5. 学校活動支援委員、校外補導委員、選考改革委員は、総会によって議決された事項を、1年を通して実施する。
6. 青少年指導センター補導員は流山市からの委嘱で定められた事項を行う。

（会計監査の役割）

第30条 会計監査は、この会の予算執行状況が適切かどうかの監査を年1回実施する。また、必要に応じて会計監査は臨時監査を実施することができる。

（会計監査の独立性）

第31条 会計監査は、この会の役員会や運営委員会、委員会からは独立した組織とする。

## 第7章 役員会及び運営委員会

### (役員会)

第32条 役員会は、この会の役員によって構成され、総会や運営委員会の議事を含め、この会が円滑に運営するために必要な事項を検討する。

### (運営委員会)

第33条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成するものの3分の1以上の要求があれば開催する。

1. 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関である。
2. 運営委員会は、役員、委員、校長、教頭をもって構成する。
3. 委員は、各委員会から必ず2名以上は出席をするものとし、各委員会を代表する者であることが望ましい。
4. 運営委員会は、総会の意に基づいて、会の円滑なる運営を図る。

### (委員会)

第34条 学校活動支援委員、校外補導委員、選考改革委員は、それぞれ委員会を組織し、会員の協力を得て次の活動を推進する。

1. 学校活動支援委員会は、学年ごとに選出された委員によって構成し、学級、学年、学校活動の支援を通じて、児童の充実した学校生活を実現する。
2. 校外補導委員会は、児童をとりまく生活環境の保全ならびに地域における児童の非行防止活動を行う。
3. 選考改革委員会は、当該年度における選出方法を定め、次年度の役員候補を選出する。

### (青少年指導センター補導員)

第35条 青少年指導センター補導員は、指導センターの指示のもと活動をする。

### (特別委員会)

第36条 会長は、必要に応じて、特別委員会を設けることができる。

## 第8章 報奨

### (報奨)

第37条 役員、委員及び会計監査に関する報奨については、報奨規定によって定める。

## 第9章 附則

### (会則の改廃)

第38条 この会則の改正、廃止については、総会の決議を得なければならない。

### (規定の改廃)

第39条 この会の運営に関して必要な細則は、各規定で定めるものとし、会則に反しない限り、運営委員会でその改廃を定めることができる。ただし、その内容については総会で報告を行う。

### (附則)

第40条 この会則は、昭和57年11月8日より施行する。

昭和61年、63年、平成2年、3年、4年、5年、9年、10年、14年、15年、16年、18年、19年、20年、22年、25年、26年、28年、29年、31年、令和2年、3年一部改定

## 慶弔規定

(規定の対象)

第1条 この規定は、会員及び児童を対象とする。

(慶弔金の支給)

第2条 会員及びその児童で西初石小学校に在籍する者が死亡した場合は、5,000円の香典を贈る。

(その他慶弔に関わる支給)

第3条 その他慶弔（PTA交際費）については、その都度運営委員会で協議する。ただし、緊急の場合は、役員会で決定する。

(慶弔費に関わる支出)

第4条 慶弔に関する費用は、PTA会計より支出する。

(附則)

第5条 本規定は昭和57年11月8日より実施する。

平成30年4月12日改定（条文整理及び条文記載事項の一部修正）

## 報奨規定（案）

### （目的）

第1条 この規定は、流山市立西初石小学校 PTA 会則（以下「PTA 会則」という）第 37 条で規定する役員及び委員・監査（以下「役員等」という）の職責を引き受けた会員への報奨について必要な事項を定める。

### （報奨の内容）

第2条 役員等の報奨として下記のとおりとする。

1. 役員（会長・副会長・書記・会計）を 1 年間務めた場合
  - 1) 役員就任対象となる児童の他に、その兄弟姉妹で本校に在籍する児童 1 名の分についても役員を務めたものとみなす。
  - 2) 役員在職年度の本校通学区における登校指導当番を 1 年間免除する。ただし、免除の始まる日は校外補導委員会の定めるところによる。
  - 3) 下記の学校行事において、優先的に座席を確保することができる。ただし、座席の確保方法等は、西初石小学校の指示に従う。
    - ・ 運動会の観覧（役員家族を含む）ただし、役員在職時点で開催されるものに限る。
2. 役員（会長・副会長・書記・会計）を 2 年以上連続して務めた場合
  - 1) 役員就任対象となる児童の他に、その兄弟姉妹で本校に在籍する児童全員の分についても役員を務めたものとみなす。
  - 2) 前項のほか、役員を務めた者に未就学児がいるときは、その未就学児の全員についても西初石小学校へ将来就学の際に役員等の役割を務めたものとみなす。
  - 3) 本校通学区における登校指導当番を永年免除する。ただし、免除の始まる日は校外補導委員会の定めるところによる。
  - 4) 下記の学校行事において、優先的に座席を確保することができる。ただし、座席の確保方法等は、西初石小学校の指示に従う。
    - ・ 運動会の観覧（役員家族を含む）ただし、役員在職時点で開催されるものに限る。
3. 学校活動支援委員会、校外補導委員会、選考改革委員会の各委員長を 1 年以上務めた場合
  - 1) 委員就任対象となる児童の他に、その兄弟姉妹で本校に在籍する児童 1 名の分についても委員を務めたものとみなす。
  - 2) 下記の学校行事において、優先的に座席を確保することができる。ただし、座席の確保方法等は、西初石小学校の指示に従う。
    - ・ 運動会の観覧（委員家族を含む）ただし、委員在職時点で開催されるものに限る。
    - ・ 卒業式の参列（最大 2 席）ただし、委員在職時点で 5 年または 6 年に在籍する児童 1 名のみを対象とする。
4. 青少年指導センター補導員を 2 年間務めた場合  
本校に在籍する児童 2 名分の役員等の役割を務めたものとみなす。  
または、就任対象となる児童が 1 名であり、かつ未就学児がいるときは、その未就学児 1 名分についても西初石小学校へ将来就学の際に役員等の役割を務めたものとみなす。

### 第3号議案

#### (報奨を受ける権利の喪失)

第3条 PTA 会員資格を喪失したとき、または任期途中において離任したときは、前条で規定する報奨を適用しない。ただし、すでに提供を受けたものについてはこの限りではない。

#### (報奨を受ける権利の制限)

第4条 本規定に定める報奨を受ける権利については、下記のとおりとする。

1. 報奨を対象とする受ける権利の全部または一部を他の者に譲渡することはできない。
2. PTA 会則の改廃、通学区割りの変更、または学校行事の変更・延期・中止・著しい混雑、その他やむを得ない事情により、本規定に掲げる報奨の全部または一部を受けることができない場合であっても、それに対する損害賠償や損失補償、もしくは何らかの代替処理を請求することはできない。
3. 報奨を受ける権利の全部または一部は、自らこれを辞退することができる。この場合においては前項の規定を準用する。
4. 下記の場合は、報奨を受ける権利を自ら辞退したものとみなす。
  - 1) 報奨により役員または委員を務めた者とみなされる児童の分として、新たに役員または委員に就任した場合。
  - 2) 優先的に座席を確保できる学校行事に不参加または遅刻した場合。

#### (附則)

第5条 本規定の実施に際しては、下記のとおりとする。

1. 本規定は令和2年4月1日より実施する。  
令和3年4月1日改定（広報委員会廃止による条文変更、学校活動支援委員長及び青少年指導センター補導員への報奨追加）
2. 経過措置として令和元年度に本部役員（会長・副会長・書記・会計）を務めた者が令和2年度も連続して本部役員を務めた場合に限り、第2条第2項（2年以上連続して役員を務めた場合の報奨）を遡って適用する。
3. 報奨の適用の可否は、各会員の役員就任履歴に照らして判断する。
4. 報奨の適用に対して異議のある場合は、会長に対して異議申し立てを行う。

## 個人情報取扱規定

### (目的)

第1条 西初石小学校PTA（以下「この会」）では、個人情報保護の重要性を認識し、会員の個人情報の適切な管理・保護の徹底を図るため「個人情報取扱規定」を定めるものとする。

### (個人情報の利用目的)

第2条 個人情報は、次の目的にのみ閲覧及び利用できるものとする。

1. この会の運営のための連絡網
2. 各種行事の案内
3. 資料、書類の送付
4. アンケートや質疑応答
5. その他、この会に関連する活動

### (個人情報の閲覧及び利用の制限)

第3条 本規定に定める個人情報の閲覧及び利用の制限については、下記のとおりとする。

1. あらかじめ西初石小学校と取り決めをした必要最低限の情報のみを閲覧台帳として西初石小学校が用意する。
2. 閲覧台帳で閲覧できるのは、この会の役員、委員及び会計監査のみとする。
3. 閲覧は、西初石小学校内のみとし、台帳の校外への持ち出しは禁じる。
4. 閲覧にあたっては、都度、西初石小学校の校長または教頭に了承を得て、その旨を台帳に記載する。
5. PTA活動にあたって必要な情報については、コピー機等を使った複写は認めない。手書きによる情報複写に関しては認めるが、使用後は閲覧者が責任をもって破棄するものとする。

### (西初石小学校との個人情報の共有)

第4条 この会は、流山市立西初石小学校PTA会則第2条（目的と活動）及び、第2条（個人情報の利用目的）に規定する利用目的に関連する活動を行うために、会員・会員の子にに関する個人情報を西初石小学校より共有してもらうことができる。

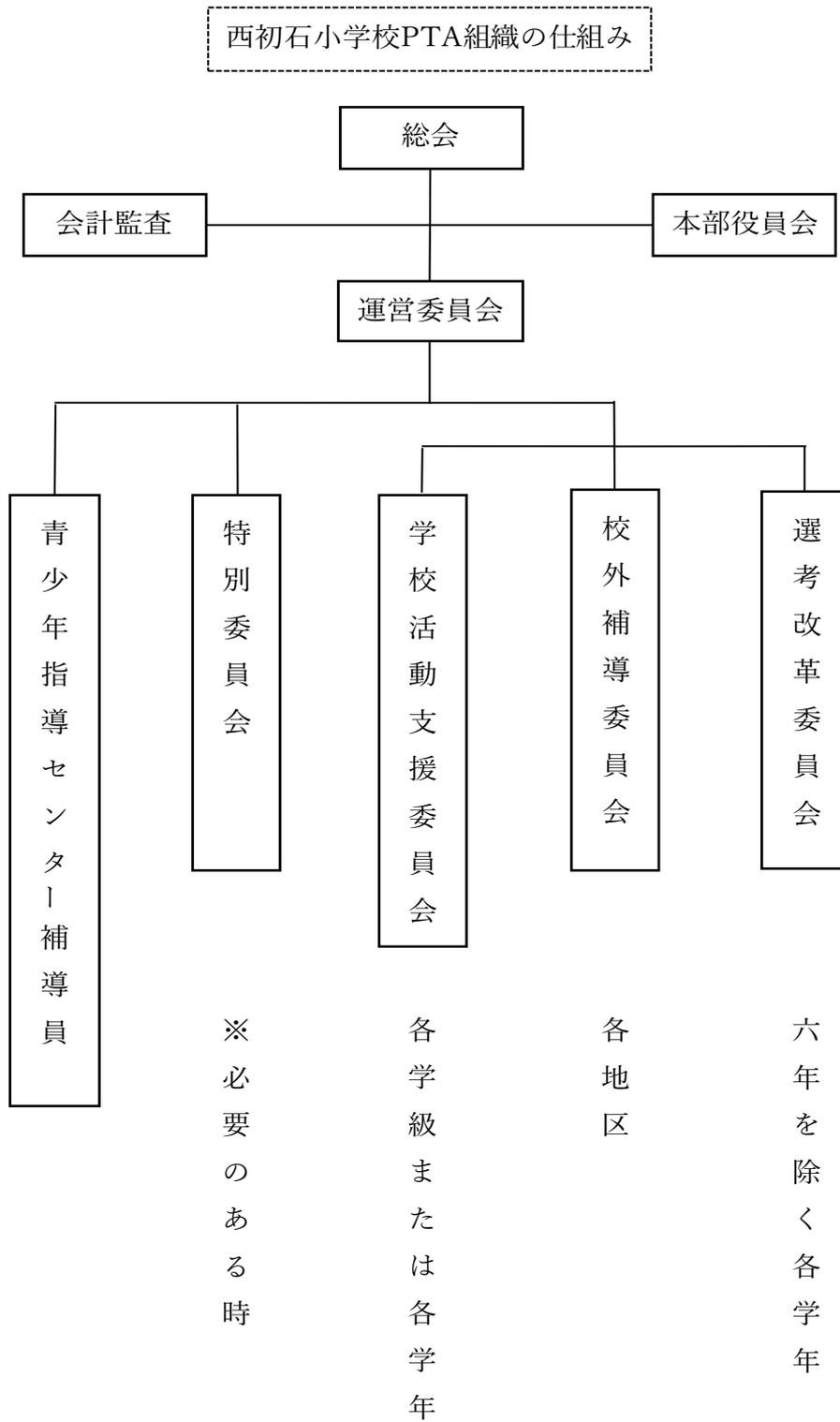
### (問い合わせ)

第5条 この会の個人情報取り扱いに関する照会・相談の受付窓口は、この会の役員とする。

### (附則)

第6条 本規定は平成31年4月1日より実施する。

〈別表〉流山市立西初石小学校 PTA 組織図（案）



第3号議案

流山市立西初石小学校 PTA 会則 新旧対照表（令和3年4月改定）

流山市立西初石小学校 PTA 会則（改定後）	流山市立西初石小学校 PTA 会則（現行）
<p>（会費）</p> <p>第12条</p> <p>4. <u>通常の活動ができない期間が生じる場合は、総会の承認を得て、当会計年度の会費を会員一律に減額することができる。</u></p>	<p>（会費）</p> <p>第12条</p> <p>（項目新設）</p>
<p>（委員）</p> <p>第24条</p> <p>この会の委員は、次のとおりとし、委員会等を組織するとともに、運営委員会を通してこの会の運営を行っていく。選出する人数については、総会における事業計画の承認によって決定する。<u>また、通常の活動ができない期間が生じる場合は、総会の承認を得て、委員の全部または一部を募集しないことができる。</u></p> <p>1. <u>学校活動支援委員 各学級または各学年より必要数を選出</u></p> <p>2. 校外補導委員 各地区より必要数を選出</p> <p>3. 選考改革委員 6年を除く各学年より必要数を選出</p> <p>4. 青少年指導センター補導員 1名（流山市からの委嘱で在任期間は2年とする）</p>	<p>（委員）</p> <p>第24条</p> <p>この会の委員は、次のとおりとし、委員会等を組織するとともに、運営委員会を通してこの会の運営を行っていく。選出する人数については、総会における事業計画の承認によって決定する。</p> <p>1. 学年文化委員 各学級より必要数を選出</p> <p>2. 広報委員 各学級より必要数を選出（6年はこの限りではない）</p> <p>3. 校外補導委員 各地区より必要数を選出</p> <p>4. 選考改革委員 6年を除く各学級より必要数を選出</p> <p>5. 青少年指導センター補導員 1名（流山市からの委嘱で在任期間は2年とする）</p>
<p>（役員及び委員の役割）</p> <p>第29条</p> <p>この会の役員、委員及び<u>青少年指導センター補導員</u>の役割は、次のとおりとする。（中略）</p> <p>5. <u>学校活動支援委員、校外補導委員、選考改革委員</u>は、総会によって議決された事項を、1年を通して実施する。</p>	<p>（役員及び委員の役割）</p> <p>第29条</p> <p>この会の役員、委員及び会計監査の役割は、次のとおりとする。（中略）</p> <p>5. 学年文化委員、広報委員、校外補導委員、選考改革委員は、総会によって議決された事項を、1年を通して実施する。</p>
<p>（委員会）</p> <p>第34条</p> <p><u>学校活動支援委員、校外補導委員、選考改革委員は、それぞれ委員会を組織し、会員の協力を得て次の活動を推進する。</u></p> <p>1. <u>学校活動支援委員会は、学年ごとに選出された委員によって構成し、学級、学年、学校活動の支援を通じて、児童の充実した学校生活を実現する。</u></p> <p>2. <u>校外補導委員会は、児童をとりまく生活環境の保全ならびに地域における児童の非行防止活動を行う。</u></p> <p>3. <u>選考改革委員会は、当該年度における選出方法を定め、次年度の役員候補を選出する。</u></p>	<p>（学年文化委員会）</p> <p>第34条</p> <p>学年文化委員会は、学年ごとに、各学級より選出された委員によって構成し、学級及び学年の活動、及び文化活動を推進する。</p>
<p>（青少年指導センター補導員）</p> <p>第35条</p> <p><u>青少年指導センター補導員は、指導センターの指示のもと活動をする。</u></p>	<p>（専門委員会）</p> <p>第35条</p> <p>広報委員、校外補導委員、選考改革委員、青少年指導センター補導員は、専門委員会としてそれぞれ委員会を組織し、会員の協力を得て次の活動を推進する。</p>

	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報委員会は、会の活動状況を会員に伝えるとともに、必要に応じ、地域社会ならびに関係諸機関及び諸団体に対し、情報の伝達、意見の交換を行う。</li> <li>2. 校外補導委員会は、児童をとりまく生活環境の保全ならびに地域における児童の非行防止活動を行う。</li> <li>3. 選考改革委員会は、当該年度における選出方法を定め、次年度の役員候補を選出する。</li> <li>4. 青少年指導センター補導員は、指導センターの指示のもと活動をする。</li> </ol>
<p>(附則) 第40条 この会則は、昭和57年11月8日より施行する。 昭和61年、63年、平成2年、3年、4年、5年、9年、10年、14年、15年、16年、18年、19年、20年、22年、25年、26年、28年、29年、<u>31年、令和2年、3年一部改定</u></p>	<p>(附則) 第40条 この会則は、昭和57年11月8日より施行する。 昭和61年、63年、平成2年、3年、4年、5年、9年、10年、14年、15年、16年、18年、19年、20年、22年、25年、26年、28年、29年一部改定 平成31年4月12日改定（条文全体見直し及び個人情報保護規定） 令和2年4月1日改定（第37条、報奨規定の新設）</p>
<p>報奨規定（改定後）</p>	<p>報奨規定（現行）</p>
<p>(報奨の内容) 第2条 3. <u>学校活動支援委員会、校外補導委員会、選考改革委員会の各委員長を1年以上務めた場合（中略）</u> 4. <u>青少年指導センター補導員を2年間務めた場合本校に在籍する児童2名分の役員等の役割を務めたものとみなす。</u> <u>または、就任対象となる児童が1名であり、かつ未就学児がいるときは、その未就学児1名分についても西初石小学校へ将来就学の際に役員等の役割を務めたものとみなす。</u></p>	<p>(報奨の内容) 第2条 3. 広報委員会、校外補導委員会、選考改革委員会の各委員長を1年以上務めた場合（以下略）</p>
<p>(附則) 第5条 1. 本規定は令和2年4月1日より実施する。 <u>令和3年4月1日改定（広報委員会廃止による条文変更、学校活動支援委員長及び青少年指導センター補導員への報奨追加）</u> 2. 経過措置として令和元年度に本部役員（会長・副会長・書記・会計）を務めた者が令和2年度も連続して本部役員を務めた場合に限り、第2条第2項（2年以上連続して役員を務めた場合の報奨）を遡って適用する。 3. 報奨の適用の可否は、各会員の役員就任履歴に照らして判断する。 4. 報奨の適用に対して異議のある場合は、会長に対して異議申し立てを行う。</p>	<p>(附則) 第5条 1. 本規定は令和2年4月1日より実施する。ただし、経過措置として令和元年度に本部役員（会長・副会長・書記・会計）を務めた者が令和2年度も連続して本部役員を務めた場合に限り、第2条第2項（2年以上連続して役員を務めた場合の報奨）を遡って適用する。 2. 報奨の適用の可否は、各会員の役員就任履歴に照らして判断する。 3. 報奨の適用に対して異議のある場合は、会長に対して異議申し立てを行う。</p>